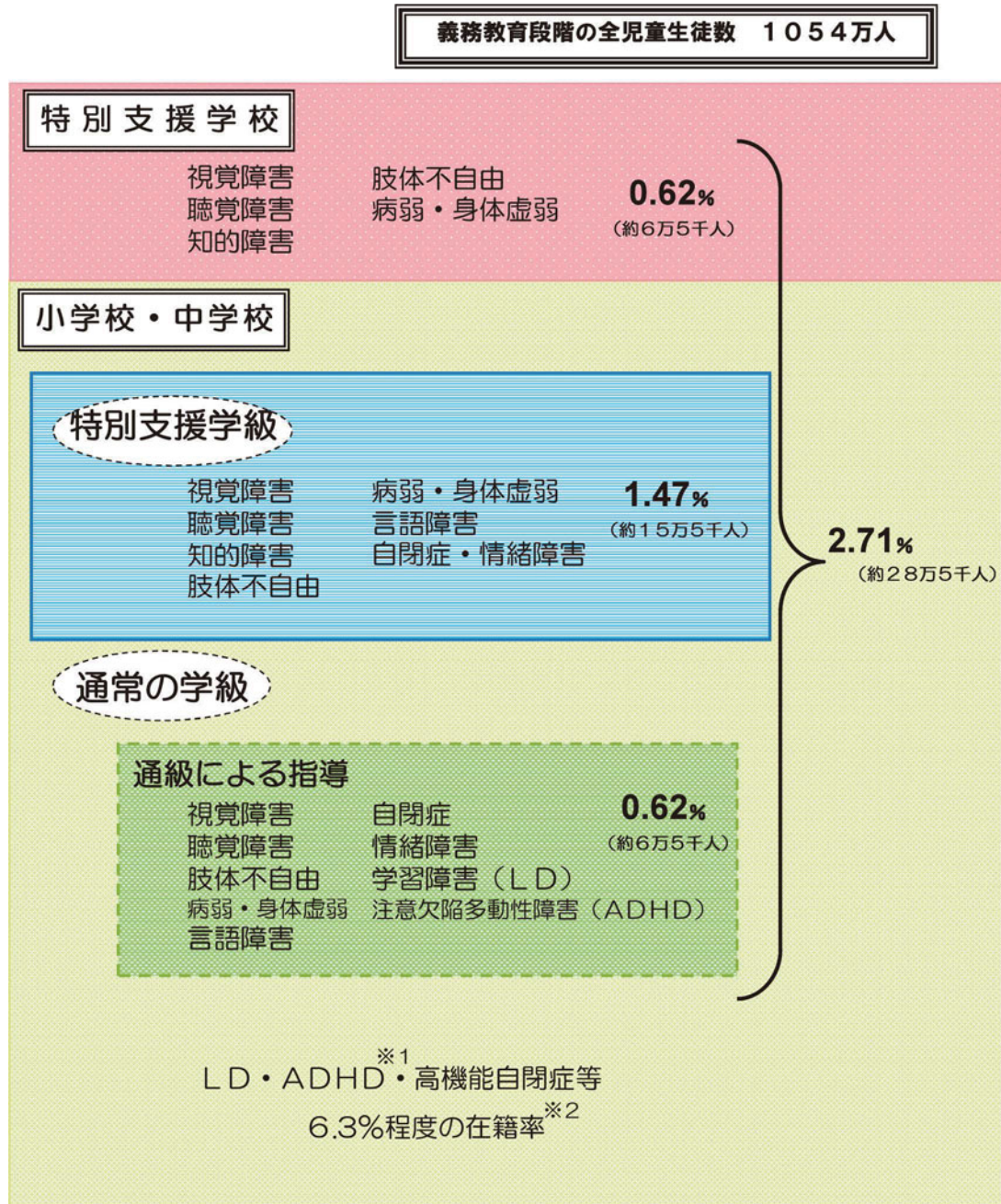


特別支援教育の対象の概念図【義務教育段階】



※1 LD (Learning Disabilities) : 学習障害

ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害

※2 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(※2を除く数値は平成23年5月1日現在)

換や各種課題について意見交換を行うため、文部科学省において年に1回、「特別支援教育ネットワーク推進委員会」を開催している。

イ 幼稚園から高等学校段階までの校内支援体制整備

文部科学省では、厚生労働省の発達障害者支援関係事業等と連携協働して、平成22年度より「特別支援教育総合推進事業」(20、21年度は「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」、19年度までは「特別支援教育体制推進事業」)を実施している。本事業では、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名等の校内体制の整備、学校への巡回相談の実施、医師や大学教授等の専門家の派遣、教職員等に対する研修の充実、個々の障害の程度に応じたきめ細かな指導を行うための「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成など、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制を、全都道府県等に整備することを目指している。

さらに、平成19年度より公立小・中学校に在籍する障害のある子どもをサポートする「特別支援教育支援員」の配置に係る経費が各市町村に対して地方財政措置されており、支援体制の構築が図られている。また、21年度からは公立幼稚園まで、さらに、23年度においては公立高等学校までそれぞれ対象が拡充されている。

また、後期5か年計画においては、特別支援教育の更なる推進を図るため、平成24年度までにすべての小・中学校における個別の教育支援計画策定率を一人一人の教育的ニーズに応じた支援を推進する観点から50%にすることや、現状の体制整備状況を踏まえ、公立の幼稚園、高等学校における校内委員会の設置率や特別支援教育コーディネーターの指名率を70%にすることなどを数値目標として盛り込んでおり、着実な取組が進められている

ところである。

ウ モデル事業の実施

発達障害のある子どもの学校における支援については、これまで小・中学校の義務教育段階を中心に施策が推進されてきた。幼稚園や高等学校における支援についても、更に推進していく必要があることから、文部科学省では、「特別支援教育総合推進事業」において、地域を指定し、発達障害を含むすべての障害のある子どもの乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援を行うための体制整備を行うとともに、特定の高等学校等を指定し、在籍する発達障害のある生徒に対する支援手法の開発や関係機関との効果的な連携方策等に関する実践研究を実施している。モデル校の取組成果については、学校や都道府県教育委員会などが適切な支援を行う際の参考となるよう、文部科学省のホームページで広く全国に情報提供している。